

※重要

47 都道府県「暴力団排除条例」施行について

社団法人日本ゴルフ場事業協会

平成23年10月1日をもって、47 都道府県において「暴力団排除条例」（一部道県により名称が若干相違）が施行されました。

条例の要点を以下にまとめましたので、対応策を実施下さいますようお願いいたします。

1. 「暴力団排除条例」の目的

暴力団が都道府県民の生活や事業活動に介入し、これを背景とした資金獲得活動によって、都道府県民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、都道府県民の安全かつ平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与すること。

2. 基本理念

「暴力団を恐れない」

「暴力団に金を出さない」

「暴力団を利用しない」

「暴力団と交際しない」

3. ゴルフ場の責務

(1) 「暴力団の活動を助長し、運営に資することにならないように」とは。

↓

- ・暴力団同士のゴルフコンペ・ゴルフプレー、組関係者と密接関係者のゴルフコンペ・ゴルフプレーの禁止
- ・暴力団関係企業との各種取引等の禁止

(2) 相手方の素性確認

ゴルフプレー並びに各種取引において、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなる疑いがある場合、相手方その他関係者が暴力団関係者でないことと確認するよう努める。

(3) 暴排条項の設置

事業に係る契約(会員契約を含む)を書面にて締結する時には、契約の相手等が暴力団関係者の場合には無催告で解除できる特約を契約書その他書面（ゴルフ場利用約

款)に定めるよう努める。

「ゴルフ場利用約款」には、「暴力団関係者であることが判明した場合、プレー開始前・プレー中を問わず、プレーをお断りし(当日の利用契約を解除し)、直ちに退場していただく」旨を記載し、これを受付付近に掲示しておく。

(4) 暴力団関係者への利益供与の禁止

例としては、「みかじめ料の支払い」「事務所の提供」「ゴルフ場を提供してプレーさせること」等を禁止。

4.違反行為への制裁

ゴルフ場が「利益供与の禁止」や「他人の名義利用禁止」等に違反した事実が確認された場合

「勧告」⇒「公表」⇒「命令」⇒「罰則」(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)との制裁処置を受ける。

以上の「暴力団排除条例」が全ての都道府県で施行されました。

条例違反とならないためには、下記の対策を講じておく必要があります。

- ・暴力団関係者排除の意思表示(ステッカー、ポスター、HP等による広告)
- ・受付票の工夫(確認チェック欄の記載)
- ・ゴルフ場利用約款の整備、会員契約等の整備
- ・他ゴルフ場及び警察との情報の共有と連携

以上